

◎新潟県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市五十公野字七軒町5142番1から 同市米倉字土浄興野1988番1まで	新	(A)7.8～23.2メートル	2,679.7メートル
		(B)9.3～43.0メートル	3,190.6メートル
	旧	7.8～23.2メートル	2,679.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間県道八幡新田島潟線と重用
- 3 路線の重複  
一部区間新発田市道米倉八幡線と重複